

# 住宅エコポイントの実施について

## (制度概要)

平成 21 年 12 月 8 日に閣議決定された「明日の安心と成長のための緊急経済対策」に盛り込まれた住宅エコポイント制度について、制度の概要をとりまとめたものです。

平成 22 年 9 月 10 日に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた 3 段構えの経済対策」において、住宅エコポイントの延長が位置づけられました。

また、平成 22 年 10 月 8 日に閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」において、住宅エコポイントの対象拡充が位置づけられました。

**(ご注意) 平成 26 年 3 月 31 日の住宅エコポイントを商品等と交換する期限をもって、住宅エコポイントの各種申請は全て終了しました。**

# 住宅エコポイントの実施について

## (制度概要)

### 1. ポイントの発行対象となる工事の期間（終了しました）

#### (1) エコ住宅の新築

平成 21 年 12 月 8 日～平成 23 年 7 月 31 日に建築着工（根切工事又は基礎杭打ち工事の着手）したものを対象とします。

※ なお、平成 22 年 1 月 28 日（平成 21 年度第 2 次補正予算の成立日）以降に工事が完了したものに限りません。

#### (2) エコリフォーム

平成 22 年 1 月 1 日～平成 23 年 7 月 31 日に工事に着手（ポイント発行対象工事を含む工事全体の着手）したものを対象とします。

※ なお、平成 22 年 1 月 28 日（平成 21 年度第 2 次補正予算の成立日）以降に工事が完了したものに限りません。

### 2. ポイント発行の申請期限等

#### (1) ポイント発行の申請期限

工事種類	建て方等	ポイント発行の申請期限 <sup>※3</sup>
エコ住宅の新築	一戸建ての住宅 <sup>※1</sup>	平成 24 年 6 月 30 日まで
	共同住宅等 <sup>※2</sup>	階数が 10 以下 平成 24 年 12 月 31 日まで 階数が 11 以上 平成 25 年 12 月 31 日まで
エコリフォーム	一戸建ての住宅 <sup>※1</sup> 共同住宅等 <sup>※2</sup>	平成 24 年 3 月 31 日まで

※ 1 一戸建ての住宅とは、人の居住の用以外の用途に供する部分を有しない一戸建ての住宅をいいます。

※ 2 共同住宅等とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいいます。

※ 3 申請期限の前に予算額に達した場合は、ポイントの発行を終了することとなります。

#### (2) ポイントの交換申請期限

平成 26 年 3 月 31 日までポイントの交換申請をすることができます。

### 3. ポイントの発行対象及び発行ポイント数

- 持家・借家、一戸建ての住宅・共同住宅等の別によらず、対象とします。
- 国からの補助金を受けて窓や外壁等の断熱工事を行っている場合（長期優良住宅に関する各種補助事業、省CO2推進モデル事業等）は、ポイントの発行対象外です。  
※ただし、高効率給湯器や太陽光発電設備等については、ポイント対象工事に該当しないため、これらに対する補助金を受けていても、ポイントの発行対象になります。
- ポイントが発行された住宅であっても、要件を満たせば税制特例や融資の優遇を受けることができます。

#### (1) エコ住宅の新築

##### a) 発行対象

次の①又は②に該当する住宅の新築工事をポイントの発行対象とします。

また、平成23年1月以降に建築着工した①又は②の住宅に設置する太陽熱利用システムもポイントの発行対象となります。

##### ① 省エネ法に基づくトップランナー基準相当の住宅

外壁、窓等の断熱性能に加えて、給湯設備や暖冷房設備等の建築設備の効率性について総合的に評価して得られる一次エネルギー消費量が、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号））に基づく住宅事業建築主の判断の基準（以下「トップランナー基準」という。）に適合する新築住宅を対象とします。共同住宅等の場合は、トップランナー基準相当である「エコポイント対象住宅基準」（別添1）に適合する新築住宅を対象とします。

ポイントの申請には、上記基準に適合することについて登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明を受ける必要があります。

##### （参考）トップランナー基準

トップランナー基準で求める水準は、省エネ基準（いわゆる「平成11年基準」）を満たす外壁、窓等を有する住宅に、平成20年時点での一般的な設備を備えた場合の一次エネルギー消費量と比べ、概ね10%の削減に相当し、例えば、

- (1) 省エネ基準を満たす外壁、窓等と高効率給湯設備（併せて節湯器具を設置）
- (2) 省エネ基準を満たす外壁、窓等と熱交換型換気設備や高効率空気調和設備
- (3) 省エネ基準を満たす外壁、窓等と太陽光発電設備
- (4) 省エネ基準を超える高い断熱性能を有する外壁、窓等

を備えた住宅などが考えられます。

##### ② 省エネ基準を満たす木造住宅

省エネ基準を満たす外壁、窓等を有する木造住宅を対象とします。

木造住宅であるかどうかの判断は、確認済証、建築工事届等において、「主たる建築物の構造」が「木造」と記載されているかどうかによるものとします。

ポイントの申請には、上記基準に適合することについて登録住宅性能評価機関等の第三者機関による証明を受ける必要があります。

### ③ 太陽熱利用システムの設置

平成23年1月以降に建築着工した①又は②に該当する住宅に設置する太陽熱利用システムを対象とします。

ただし、使用する太陽熱利用システムは、一定の集熱性能等が確認された強制循環型のもの<sup>※1</sup>で、住宅エコポイント事務局に登録されたもの<sup>※2</sup>が対象となります。

※1 JIS A 4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できることなどが要件となります。（蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113に規定する「太陽蓄熱槽」と同等以上の性能を有することが確認できることが要件となります。）

※2 登録された製品の一覧は、住宅エコポイント事務局ホームページに掲載しています。

#### b) 発行ポイント数

1戸あたり300,000ポイント

太陽熱利用システムを設置した場合は1戸あたり320,000ポイント。

### (2) エコリフォーム(①～⑥の合計で300,000ポイントを1戸あたりの限度とします。)

次の①又は②の改修工事をそれぞれポイントの発行対象とします。また、①又は②の工事と一体的に実施する場合に限って、③～⑥の工事をポイントの発行対象とします。なお、④～⑥の工事については、平成23年1月以降にポイント対象工事を含む工事全体に着手したものがポイントの発行対象となります。

#### ① 窓の断熱改修

##### a) 発行対象

改修後の窓が、省エネ法に基づく省エネ基準（平成11年基準）に規定する断熱性能に適合するよう行う断熱改修（内窓設置、外窓交換、ガラス交換）を対象とします。

ただし、使用する窓又はガラスは住宅エコポイント事務局に登録されたもの<sup>※1</sup>が対象となります。

※1 登録された製品の一覧は、住宅エコポイント事務局ホームページに掲載しています。

##### b) 発行ポイント数

窓の大きさの区分及び改修方法に応じて定める以下のポイント数に施工箇所数を乗じて算出したポイント数を発行します。（対象となる窓の仕様例については別添2を参照。）

大きさの区分	1箇所あたりのポイント数			
	内窓設置 <sup>※1</sup> 外窓交換 <sup>※2</sup>		ガラス交換 <sup>※3</sup>	
	面積 <sup>※4</sup>	ポイント数	面積 <sup>※5</sup>	ポイント数
大	2.8 m <sup>2</sup> 以上	18,000 ポイント	1.4 m <sup>2</sup> 以上	7,000 ポイント
中	1.6 m <sup>2</sup> 以上 2.8 m <sup>2</sup> 未満	12,000 ポイント	0.8 m <sup>2</sup> 以上 1.4 m <sup>2</sup> 未満	4,000 ポイント
小	0.2 m <sup>2</sup> 以上 1.6 m <sup>2</sup> 未満	7,000 ポイント	0.1 m <sup>2</sup> 以上 0.8 m <sup>2</sup> 未満	2,000 ポイント

- ※1 内窓の交換も含まれます。
- ※2 増築等に伴って新設されるものを含みます。
- ※3 ガラス交換は、交換するガラス1枚あたりにポイントを発行します。
- ※4 内窓又は外窓のサッシの枠外寸法を測定します。
- ※5 ガラスの寸法を測定します。

## ② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

### a) 発行対象

改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、一定の量の断熱材（ノンフロンのものに限る）を用いる断熱改修を対象とします。ただし、使用する断熱材は、熱伝導率などの断熱性能が確認されたもの※<sup>1</sup>で、住宅エコポイント事務局に登録されたものが対象となります※<sup>2</sup>。

※1 JIS A 9504、JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9526、JIS A 9523、JIS A 5905 に適合している認証を受けていることや、それと同等の性能を有することが証明されていることなどが要件となります。

※2 登録された製品の一覧は、住宅エコポイント事務局ホームページに掲載しています。

### b) 発行ポイント数

i) に示す施工部位ごとに ii) に示す最低使用量以上の断熱材を使用する断熱改修について、ポイントを発行します。

#### i) 施工部位別ポイント数

施工部位別ポイント数		
外壁	屋根・天井	床
100,000 ポイント	30,000 ポイント	50,000 ポイント

#### ii) 断熱材の1戸あたりの最低使用量

一戸建ての住宅

[単位：m<sup>3</sup>]

断熱材区分※ <sup>1</sup>	断熱材最低使用量		
	外壁	屋根・天井	床※ <sup>2</sup>
A-1	6.0	6.0	3.0
A-2			
B			
C	4.0	3.5	2.0
D			
E			
F			

※1 断熱材の各区分の内容については別添3を参照。

※2 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.3を乗じた値とします。

## 共同住宅等

〔単位：m<sup>3</sup>〕

断熱材区分※ <sup>1</sup>	断熱材最低使用量		
	外壁	屋根・天井	床※ <sup>2</sup>
A-1	1.7	4.0	2.5
A-2			
B			
C			
D	1.1	2.5	1.5
E			
F			

※<sup>1</sup> 断熱材の各区分の内容については別添3を参照。

※<sup>2</sup> 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.15を乗じた値とします。

## ③ バリアフリー改修（50,000ポイントを1戸あたりの限度とします。）

## a) 発行対象

①又は②の改修工事と一体的に行う手すりの設置、段差解消又は廊下幅等の拡張のバリアフリー改修工事を対象とします。

## b) 発行ポイント数

①又は②の改修工事と一体的に行うバリアフリー改修について、施工内容に応じて以下のポイント数を発行します。

施工内容※		ポイント数
手すりの設置	○浴室の手すり設置	箇所数にかかわらず 5,000ポイント
	○便所の手すり設置	箇所数にかかわらず 5,000ポイント
	○洗面所の手すり設置	箇所数にかかわらず 5,000ポイント
	○浴室・便所・洗面所以外の居室の手すり設置	箇所数にかかわらず 5,000ポイント
	○廊下・階段の手すり設置	箇所数にかかわらず 5,000ポイント
段差解消	○屋外に面する出入り口（玄関・勝手口等）の段差解消工事	箇所数にかかわらず 5,000ポイント
	○浴室の段差解消工事	箇所数にかかわらず 5,000ポイント
	○屋内（浴室を除く）の段差解消工事	箇所数にかかわらず 5,000ポイント
廊下幅等の拡張	○通路の幅を拡張する工事	箇所数にかかわらず 25,000ポイント
	○出入口の幅を拡張する工事	箇所数にかかわらず 25,000ポイント

※具体的な施工内容は原則バリアフリー改修促進税制の取扱いに準じます。（別添4参照）

**④ 太陽熱利用システムの設置（20,000ポイントを1戸あたりの限度とします。）**

**a) 発行対象**

平成23年1月以降にポイント対象工事を含む工事全体に着手し、①又は②の改修工事と一体的に行う太陽熱利用システムの設置工事を対象とします。

ただし、使用する太陽熱利用システムは、一定の集熱性能等が確認された強制循環型のもの<sup>※1</sup>で、住宅エコポイント事務局に登録されたもの<sup>※2</sup>が対象となります。

※1 JIS A 4112に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できることが要件となります。（蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113に規定する「太陽蓄熱槽」と同等以上の性能を有することが確認できることが要件となります。）

※2 登録された製品の一覧は、住宅エコポイント事務局ホームページに掲載しています。

**b) 発行ポイント数**

①又は②の改修工事と一体的に行う太陽熱利用システムの設置について、設置台数にかかわらず20,000ポイントを発行します。

**⑤ 節水型トイレの設置（20,000ポイントを1戸あたりの限度とします。）**

**a) 発行対象**

平成23年1月以降にポイント対象工事を含む工事全体に着手し、①又は②の改修工事と一体的に行う節水型トイレの設置工事を対象とします。

ただし、使用する節水型トイレは、一定の洗浄性能等が確認されたもの<sup>※1</sup>で住宅エコポイント事務局に登録されたもの<sup>※2</sup>が対象となります。

※1 JIS A 5207及びJIS A 5207改正原案（平成22年11月12日公告）に規定する「節水Ⅱ形大便器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できることが要件となります。

※2 登録された製品の一覧は、住宅エコポイント事務局ホームページに掲載しています。

**b) 発行ポイント数**

①又は②の改修工事と一体的に行う節水型トイレの設置について、設置台数にかかわらず20,000ポイントを発行します。

**⑥ 高断熱浴槽の設置（20,000ポイントを1戸あたりの限度とします。）**

**a) 発行対象**

平成23年1月以降にポイント対象工事を含む工事全体に着手し、①又は②の改修工事と一体的に行う高断熱浴槽の設置工事を対象とします。

ただし、使用する高断熱浴槽は、一定の保温性能等が確認されたもの<sup>※1</sup>で住宅エコポイント事務局に登録されたもの<sup>※2</sup>が対象となります。

※1 JIS A 5532又はJIS A 5532改正原案（平成22年11月12日公告）に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有することが確認できることが要件となります。

※2 登録された製品の一覧は、住宅エコポイント事務局ホームページに掲載しています。

**b) 発行ポイント数**

①又は②の改修工事と一体的に行う高断熱浴槽の設置について、設置台数にかかわらず20,000ポイントを発行します。

#### 4. ポイントの申請方法

- ポイントの申請は、新築住宅の購入者、新築・リフォーム工事の発注者（通常は住宅所有者）が、住宅エコポイント事務局に対して行うものとし、全国約4,000箇所の申請窓口（指定住宅瑕疵担保責任保険法人の取次店）における申請（持参）、住宅エコポイント事務局への郵送による申請のいずれかの方法で行います。
- 個人・法人の別、また、建築主・購入者の別によらず、申請することができます。
- 新築住宅を対象としてポイントの発行申請ができるのは、住宅の所有者がかわっても、1住戸につき、1回のみとします。
- 以下、個人が申請する場合の標準的な提出書類についてお示しします。詳しくは、住宅エコポイント事務局のホームページをご覧ください。

##### (1) エコ住宅の新築

★が付された書類は本制度の実施のために新たに定められたものです。

###### ① 省エネ法に基づくトップランナー基準相当の住宅

住宅エコポイント発行・交換申請書に次の書類を添付して申請を行います。

1. 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関が発行するエコポイント対象住宅証明書等※（写しで可）★
2. 工事施工者が発行する工事証明書（工事施工者の名称、住所、建設業許可番号（許可業者の場合）、工事期間、工事内容等を記載）★
3. 工事施工者若しくは販売事業者が発行する領収書の写し又は契約書の写し
4. 確認済証の写し
5. 検査済証の写し又は竣工写真（完成した住宅の全体の写真 1枚）
6. 申請者の本人確認書類（運転免許証の写し、健康保険証＋公共料金領収証等）の写し
7. （代理申請を行う場合）代理申請者の本人確認書類（運転免許証の写し、健康保険証＋公共料金領収証等）の写し
8. （平成23年1月以降に建築着工した住宅で、太陽熱利用システムを設置する場合）メーカーが発行する性能証明書★ および工事写真

※ 1.のエコポイント対象住宅であることの確認書類として、次のもののうちいずれかを取得する必要があります。

確認書類	発行機関
住宅事業建築主基準に係る適合証	登録建築物調査機関
フラット35S 適合証明書 （20年金利引下げタイプ 省エネルギー性に該当するもの）	適合証明機関
エコポイント対象住宅証明書★	登録住宅性能評価機関

・ 確認書類の発行にはそれぞれ手数料がかかります。

手数料は機関により異なりますので、各機関にお問い合わせください。



## ② 省エネ基準を満たす木造住宅

住宅エコポイント発行・交換申請書に次の書類を添付して申請を行います。

1. 住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく登録住宅性能評価機関が発行するエコポイント対象住宅証明書等※（写しで可）★
2. 工事施工者が発行する工事証明書（工事施工者の名称、住所、建設業許可番号（許可業者の場合）、工事期間、工事内容等を記載）★
3. 工事施工者又は販売事業者が発行する領収書の写し又は契約書の写し
4. 確認済証の写し
5. 検査済証の写し又は竣工写真（完成した住宅の全体の写真 1枚）
6. 申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証＋公共料金領収証等）の写し
7. （代理申請を行う場合）代理申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証＋公共料金領収証等）の写し
8. （平成23年1月以降に建築着工した住宅に太陽熱利用システムを設置する場合）メーカーが発行する性能証明書★ および工事写真

※ 1.のエコポイント対象住宅であることの確認書類として、次のもののうちいずれかを取得する必要があります。

確認書類	発行機関
設計住宅性能評価書・建設住宅性能評価書（省エネルギー対策等級4）のいずれか	登録住宅性能評価機関
長期優良住宅建築等計画認定通知書	所管行政庁
長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査適合証	登録住宅性能評価機関
住宅事業建築主基準に係る適合証	登録建築物調査機関
フラット35S 適合証明書 （省エネルギー性に該当するもの）	適合証明機関
エコポイント対象住宅証明書★	登録住宅性能評価機関

・確認書類の発行にはそれぞれ手数料がかかります。手数料は機関により異なりますので、各機関にお問い合わせください。

## (2) エコリフォーム

★が付された書類は本制度の実施のために新たに定められたものです。

### ① 窓の断熱改修

#### a) ガラス交換・内窓設置

住宅エコポイント発行・交換申請書に次の書類を添付して申請を行います。

（1.～4.は申請者が工事施工者から入手する必要があります。ただし、4.の写真については申請者が撮影することもできます。）

1. メーカーが発行する性能証明書（製品型番、製品番号及び大きさ等が記載されたもの）★
2. 工事施工者が発行する工事証明書（工事施工者の名称、住所、建設業許可番号（許可業者の場合）、工事期間、工事内容等を記載）★

1. 工事施工者が発行する領収書の写し又は契約書の写し
2. 工事写真（工事後に窓ごとに撮影※）
5. 申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証＋公共料金領収証等）の写し
6. （代理申請を行う場合）代理申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証＋公共料金領収証等）の写し

※ ガラス及び内窓については、出荷時に原則として製品に性能証明書が添付されています。在庫品等で性能証明書が添付されていないものについては、工事施工者が必要書類をメーカーに郵送することにより、性能証明書が発行されます。

#### b) 外窓交換

住宅エコポイント発行・交換申請書に次の書類を添付して申請を行います。（1.～4. は申請者が工事施工者から入手する必要があります。ただし、4. の写真については申請者が撮影することもできます。）

1. メーカーが発行する性能証明書※（製品型番、製品番号及び大きさ等が付されたもの）★
2. 工事施工者が発行する工事証明書（工事施工者の名称、住所、建設業許可番号（許可業者の場合）、工事期間、工事内容等を記載）★
3. 工事施工者が発行する領収書の写し又は契約書の写し
4. 工事写真（工事後に窓ごとに撮影）
5. 申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証＋公共料金領収証等）の写し
6. （代理申請を行う場合）代理申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証＋公共料金領収証等）の写し

※ 外窓については、工事施工者が必要書類をサッシメーカーへ郵送することによって、性能証明書が発行されます。

#### ② 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修

住宅エコポイント発行・交換申請書に次の書類を添付して申請を行います。（1.～4. については申請者が工事施工者から入手する必要があります。ただし、4. の写真については申請者が撮影することもできます。）

1. 卸業者等が発行する納品書又は吹込工事施工業者が発行する施工証明書（製品型番、使用量が記載されたもの）★
2. 工事施工者が発行する工事証明書（工事施工者の名称、住所、建設業許可番号（許可業者の場合）、工事期間、工事内容等を記載）★
3. 工事施工者が発行する領収書の写し又は契約書の写し
4. 工事現場写真（改修部位ごとに施工中の状況を撮影）
5. 申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証＋公共料金領収証等）の写し
6. （代理申請を行う場合）代理申請者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証＋公共料金領収証等）の写し

### ③ バリアフリー改修

①窓の断熱改修または②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修の場合の申請書類に次の書類を添付して申請を行います。（写真は申請者が撮影することもできます。）

1. 工事写真（工事後に対象施工部位ごとに撮影）

### ④ 太陽熱利用システムの設置

①窓の断熱改修または②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修の場合の申請書類に次の書類を添付して申請を行います。（1.については申請者が工事施工者から入手する必要があります。ただし、2.の写真については申請者が撮影することもできます。）

1. メーカーが発行する性能証明書（製品型番、製品番号等が記載されたもの）★
2. 工事写真（工事後に撮影）

### ⑤ 節水型トイレの設置

①窓の断熱改修または②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修の場合の申請書類に次の書類を添付して申請を行います。（1については申請者が工事施工者から入手する必要があります。ただし、2.の写真については申請者が撮影することもできます。）

1. メーカーが発行する性能証明書（製品型番、製品番号等が記載されたもの）★
2. 工事写真（工事後に撮影）

### ⑥ 高断熱浴槽の設置

①窓の断熱改修または②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修の場合の申請書類に次の書類を添付して申請を行います。（1.については申請者が工事施工者から入手する必要があります。ただし、2.の写真については申請者が撮影することもできます。）

1. メーカーが発行する性能証明書（製品型番、製品番号等が記載されたもの）★
2. 工事写真（工事後に撮影）

※③バリアフリー改修、④太陽熱利用システムの設置、⑤節水型トイレの設置、⑥高断熱浴槽の設置について申請する場合、①窓の断熱改修または②外壁、屋根・天井又は床の断熱改修の申請書類の「2. 工事証明書」及び「3. 領収書の写し又は契約書の写し」に、当該工事（④～⑥）について含まれていない場合は、別途用意する必要があります。

## 5. ポイントの交換

### (1) 商品への交換または環境寄附

各品目の詳細については、住宅エコポイント事務局ホームページから検索できます。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ①省エネ・環境配慮製品 | ②各都道府県の地域産品   |
| ③全国型の地域産品   | ④商品券・プリペイドカード |
| ⑤地域型商品券     | ⑥環境寄附         |

## (2) 即時交換

ポイントを充当することにより住宅の質の向上を図るため、エコポイント対象工事によって取得したポイントを、追加的に実施する工事の費用に充当できるものとします。

### ① 申請方法

全国約3,800箇所の申請窓口にて提出書類を持参して、申請を行います。(ポイントの即時交換の申請は、必ず、申請窓口で行っていただきます。郵送での申請は認められません。)また、即時交換の申請は、ポイント発行の申請と同時にを行う必要があります。

### ② 申請に必要な追加書類

★が付された書類は本制度の実施のために新たに定められたものです。

住宅エコポイント発行・交換申請書に次の書類を添付して申請を行います。

- ・即時交換申請書(工事施工者の名称、住所、建設業許可番号(許可業者の場合)、即時交換対象工事の工事内容)★
- ・即時交換申請書(振込口座登録用)※(工事施工者の口座番号(窓口で通帳の写し等で記載内容を確認します。))★
- ・即時交換工事の工事写真 1枚

※ 即時交換の申請が2回目以降となる事業者の場合は不要。

### ③ 即時交換の対象となる工事

#### a) エコ住宅の新築

エコ住宅の新築工事の工事施工者が当該新築工事に追加的に実施する工事。

※ 追加的に実施する工事が新築工事と一体的に行われる場合も対象となります。

#### b) エコリフォーム

ポイントの発行対象となるリフォーム工事の工事施工者が当該リフォーム工事に追加的に実施する工事。

地域区分	断熱性能要件 (評価方法基準による省エネルギー対策等級など)	断熱性能以外の要件
I 地域 (I a、I b 地域)	等級4	以下の①～⑤のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 <sup>※1</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ② 熱交換換気 <sup>※3</sup> を採用する場合 ③ 開口部において高断熱仕様の窓 <sup>※4</sup> を有する場合 ④ 燃料電池 <sup>※6</sup> を採用する場合 ⑤ ガスエンジン・コージェネレーション <sup>※7</sup> を採用する場合
	等級3(躯体)+開口部において等級4仕様の窓	以下の①～④のいずれかの仕様を満たすもの ① 熱交換換気 <sup>※3</sup> 及び高効率給湯器 <sup>※1</sup> を採用する場合 ② 熱交換換気 <sup>※3</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ③ 燃料電池 <sup>※6</sup> を採用する場合 ④ ガスエンジン・コージェネレーション <sup>※7</sup> を採用する場合
II 地域 III 地域	等級4	以下の①～④のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 <sup>※1</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ② 熱交換換気 <sup>※3</sup> を採用する場合 ③ 開口部において高断熱仕様の窓 <sup>※4</sup> を有する場合 ④ 燃料電池 <sup>※6</sup> を採用する場合
	等級3(躯体)+開口部において等級4仕様の窓	以下の①～③のいずれかの仕様を満たすもの ① 熱交換換気 <sup>※3</sup> 及び高効率給湯器 <sup>※1</sup> を採用する場合 ② 熱交換換気 <sup>※3</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ③ 熱交換換気 <sup>※3</sup> 及び燃料電池 <sup>※6</sup> を採用する場合
IV 地域 (IV a、IVb 地域) V 地域	等級4	以下の①～④のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 <sup>※1</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ② 燃料電池 <sup>※6</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ③ 開口部において高断熱仕様の窓 <sup>※4</sup> を有する場合 ④ <u>開口部において高断熱仕様の窓<sup>※4</sup>を有し、電気温水器(ヒートポンプ式)で年間給湯効率(APF)3.5以上を満たす高効率給湯器及び節湯器具<sup>※2</sup>を採用する場合</u>
	等級3(躯体)+開口部において等級4仕様の窓	以下の①～②のいずれかの仕様を満たすもの ① 主たる居室 <sup>※8</sup> にルームエアコンディショナー <sup>※5</sup> を設置し、高効率給湯器 <sup>※1</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ② 主たる居室 <sup>※8</sup> にルームエアコンディショナー <sup>※5</sup> を設置し、燃料電池 <sup>※6</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合
	等級3(躯体)+開口部において高断熱仕様の窓 <sup>※4</sup>	以下の①～②のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 <sup>※1</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ② 燃料電池 <sup>※6</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合
VI 地域	等級3	以下の①～②のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 <sup>※1</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ② 燃料電池 <sup>※6</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合

ただし、以下のいずれかに該当する場合は除外する。

- 1) ヒートポンプ方式によらない電気温水器を採用している場合
- 2) ヒートポンプ方式によらない電気暖房を採用している場合(地域区分が「IV地域(IVa、IVb

**地域)、V地域」における断熱性能要件が「等級4」で断熱性能以外の要件が「④」の場合及び地域区分が「VI地域」の場合を除く。)**

- ※1：高効率給湯器とは以下のどれかに該当するものをいう。
  - ・ガス瞬間式（潜熱回収型）給湯器
  - ・石油瞬間式（潜熱回収型）給湯器
  - ・電気温水器（ヒートポンプ式）で年間給湯効率（APF）3.0以上を満たすもの。
- ※2：節湯器具を採用とは以下の条件をすべて満たす場合である。
  - ・台所において「節湯A（手元止水機能）」「節湯B（小流量吐水）」「節湯AB（手元止水機能＋小流量吐水）」のいずれかを採用する。
  - ・シャワーにおいて「節湯AB（手元止水機能＋小流量吐水）」を採用する。
- ※3：熱交換換気とは、顕熱交換効率65%以上を満たす換気システムをいう。
- ※4：開口部（玄関・勝手口ドアを除く。）の熱貫流率がI及びII地域あつては1.9以下、III地域にあつては2.91以下、IV及びV地域にあつては4.07以下とする。
- ※5：省エネ法で定めた「家庭用の直吹き形で壁掛け型のもの」で、目標年度2010年度の省エネ基準値達成率が100%以上の機器をいう。
- ※6：燃料電池については、低位発熱量（LHV）基準の総合効率が80%以上を満たすもの。
- ※7：ガスエンジン・コージェネレーションについては、低位発熱量（LHV）基準の総合効率が80%以上を満たすもの。
- ※8：主たる居室とは、居間を含むダイニングや台所との一体空間をいう。

**※断熱性能要件（評価方法基準による省エネルギー対策等級など）については、国土交通省のホームページに掲載されている「エコポイント対象住宅基準（共同住宅等）の評価方法について」を併せてご参照ください。**

(別添2) エコリフォームの対象となる窓の仕様例

地域区分	建具の種類又はその組合せ	代表的なガラスの組合せ例
I 及び II	<p>次のイ、ロ又はハに該当するもの</p> <p>イ 三重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率(単位 1平方メートル1度につきワット。以下同じ。)が1.91以下であるもの</p> <p>ロ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が1.51以下であるもの</p> <p>ハ 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が1.91以下であるもの</p>	<p>イの場合、ガラス単板入り建具の三重構造であるもの</p> <p>ロの場合、ガラス単板入り建具と低放射複層ガラス(空気層12ミリメートルのもの)入り建具との二重構造であるもの</p> <p>ハの場合、ガラス単板入り建具と複層ガラス(空気層12ミリメートルのもの)入り建具との二重構造であるもの</p>
	<p>次のイ又はロに該当するもの</p> <p>イ 一重構造のガラス入り建具で、木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.08以下であるもの</p> <p>ロ 一重構造のガラス入り建具で、木又はプラスチックと金属との複合材料製であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.08以下であるもの</p>	<p>低放射複層ガラス(空気層12ミリメートルのもの)又は三層複層ガラス(空気層各12ミリメートルのもの)入り建具であるもの</p>
III	<p>次のイ、ロ又はハに該当するもの</p> <p>イ 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.91以下であるもの</p> <p>ロ 二重構造のガラス入り建具で、枠が金属製熱遮断構造であり、ガラス中央部の熱貫流率が2.91以下であるもの</p> <p>ハ 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が2.30以下であるもの</p>	<p>イ又はロの場合、ガラス単板入り建具の二重構造であるもの</p> <p>ハの場合、ガラス単板入り建具と複層ガラス(空気層6ミリメートルのもの)入り建具との二重構造であるもの</p>
	<p>次のイ又はロに該当するもの</p> <p>イ 一重構造のガラス入り建具で、木製又はプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が3.36以下であるもの</p> <p>ロ 一重構造のガラス入り建具で、金属製熱遮断構造又は木若しくはプラスチックと金属との複合材料製であり、ガラス中央部の熱貫流率が3.01以下であるもの</p>	<p>イの場合、複層ガラス(空気層6ミリメートルのもの)入り建具であるもの</p> <p>ロの場合、ガラス単板二枚使用(中間空気層12ミリメートル以上のもの)、複層ガラス(空気層12ミリメートルのもの)又は低放射複層ガラス(空気層6ミリメートルのもの)入り建具であるもの</p>

IV 及 び V	二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 4.00 以下であるもの	ガラス単板入り建具の二重構造であるもの
	一重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 4.00 以下であるもの	ガラス単板 2 枚使用（中間空気層 12 ミリメートル以上のもの）又は複層ガラス（空気層 6 ミリメートルのもの）入り建具であるもの
VI	一重構造のガラス入り建具で、ガラスの日射侵入率が 0.43 以下のもの	遮熱低放射複層ガラス（空気層 6 ミリメートル以上のもの）又は熱線反射ガラス 3 種入り建具であるもの
<p>1 ガラス中央部の熱貫流率は、日本工業規格 R3107 - 1998（板ガラス類の熱抵抗及び建築における熱貫流率の算定方法）又は日本工業規格 A 1420 - 1999（建築用構成材の断熱性測定方法）に定める測定方法によるものとする。</p> <p>2 「低放射複層ガラス」とは、低放射ガラスを使用した複層ガラスをいい、日本工業規格 R3106-1998（板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法）に定める垂直放射率が 0.20 以下のガラスを 1 枚以上使用したもの又は垂直放射率が 0.35 以下のガラスを 2 枚以上使用したものをいう。</p> <p>3 「金属製熱遮断構造」とは、金属製の建具で、その枠又は框等の中間部をポリ塩化ビニル材等の断熱性を有する材料で接続した構造をいう。以下同じ。</p>		

※上記と同等以上の性能を有することを確認することができる内窓設置、外窓交換、ガラス交換については、これによらず、エコリフォームのポイントの発行対象とすることができます。

※引戸、ドアについてはポイントの発行対象となりません。



(別添3) 断熱材の熱伝導率

断熱材区分	熱伝導率 [W/(m・K)]	断熱材の種類例
A-1	0.052~0.051	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吹込み用グラスウール（施工密度 13K、18K）</li> <li>・タタミボード（15mm）</li> <li>・A級インシュレーションボード（9mm）</li> <li>・シージングボード（9mm）</li> </ul>
A-2	0.050~0.046	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用グラスウール断熱材 10K相当</li> <li>・吹込み用ロックウール断熱材 25K</li> </ul>
B	0.045~0.041	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用グラスウール断熱材 16K相当</li> <li>・住宅用グラスウール断熱材 20K相当</li> <li>・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板4号</li> <li>・A種ポリエチレンフォーム保温板1種1号</li> <li>・A種ポリエチレンフォーム保温板1種2号</li> </ul>
C	0.040~0.035	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅用グラスウール断熱材 24K相当</li> <li>・住宅用グラスウール断熱材 32K相当</li> <li>・高性能グラスウール断熱材 16K相当</li> <li>・高性能グラスウール断熱材 24K相当</li> <li>・高性能グラスウール断熱材 32K相当</li> <li>・吹込用グラスウール断熱材 30K、35K相当</li> <li>・住宅用ロックウール断熱材（マット）</li> <li>・ロックウール断熱材（フェルト）</li> <li>・ロックウール断熱材（ボード）</li> <li>・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板1号</li> <li>・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板2号</li> <li>・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板3号</li> <li>・A種押出法ポリスチレンフォーム保温板1種</li> <li>・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種3</li> <li>・A種ポリエチレンフォーム保温板2種</li> <li>・A種フェノールフォーム保温板2種1号</li> <li>・A種フェノールフォーム保温板3種1号</li> <li>・A種フェノールフォーム保温板3種2号</li> <li>・吹込用セルローズファイバー 25K</li> <li>・吹込用セルローズファイバー 45K、55K</li> <li>・吹込用ロックウール断熱材 65K相当</li> </ul>
D	0.034~0.029	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高性能グラスウール断熱材 40K相当</li> <li>・高性能グラスウール断熱材 48K相当</li> <li>・A種ビーズ法ポリスチレンフォーム保温板特号</li> <li>・A種押出法ポリスチレンフォーム保温板2種</li> <li>・A種硬質ウレタンフォーム保温板1種</li> <li>・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種1</li> <li>・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォームA種2</li> <li>・A種ポリエチレンフォーム保温板3種</li> <li>・A種フェノールフォーム保温板2種2号</li> </ul>
E	0.028~0.023	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種</li> <li>・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種1号</li> <li>・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種2号</li> <li>・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種3号</li> <li>・A種硬質ウレタンフォーム保温板2種4号</li> <li>・A種フェノールフォーム保温板2種3号</li> </ul>
F	0.022以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A種フェノールフォーム保温板1種1号</li> <li>・A種フェノールフォーム保温板1種2号</li> </ul>

(別添4) バリアフリー改修促進税制における施工内容

対象工事	概要	詳細
手すりの設置	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	手すりを転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として取り付けるものをいい、取付けに当たって工事（ネジ等で取り付ける簡易なものを含む。）を伴わない手すりの取付けは含まれないが、一体工事として手すりを取り付ける工事に伴って行う壁の下地補強や電気スイッチ、コンセントの移設等の工事は含まれる。
段差解消	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）	敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事をいい、取付けに当たって工事を伴わない段差解消板、スロープ等の設置は含まれないが、一体工事として廊下のかさ上げ工事に伴って行う下地の補修や根太の補強等の工事は含まれる。
廊下幅等の拡張	介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事	通路又は出入口（以下「通路等」という。）の幅を拡張する工事であって、工事後の通路等（当該工事が行われたものに限る。）の幅が、おおむね 750mm 以上（浴室の出入口にあってはおおむね 600mm 以上）であるものをいい、具体的には、壁、柱、ドア、床材等の撤去や取替え等の工事が想定される。通路等の幅を拡張する工事と併せて行う幅木の設置、柱の面取りや、通路等の幅を拡張する工事に伴って取替えが必要となった壁の断熱材入りの壁への取替え等の工事は一体工事として含まれる。